スマートシティ社会受容性向上のためのイベント運営業務委託仕様書

１　件名

スマートシティ社会受容性向上のためのイベント運営業務委託

２　目的

　　市ではこれまで、Society5.0事業やデジタルライフライン全国総合整備計画などでドローン物流や共同配送などのスマートシティ推進事業に取り組んできた。

このような事業をPRするとともに、市民（特に子ども）が先端技術に触れる機会を創出することで、スマートシティの社会受容性を高めるためのイベントを実施する。

３　契約期間

契約締結日から令和7年9月30日(火)まで

４　実施場所

　　埼玉県秩父市内

５　イベント概要

（１）開催日時

　　　　令和7年8月23日（土）午前10時～午後4時（予定）

（２）開催場所

　　　　秩父市歴史文化伝承館　2階　ホール（412.90㎡）

　　　　（秩父市熊木町8番15号）

６　業務内容

（１）スマートシティ社会受容性向上のためのイベント企画

　　　①イベントは１回（令和7年8月23日を予定）で、企画から運営までを受注者で行うものとする。

　　　②イベントの内容は、スマートシティの取り組みに興味を持ってもらうものになること。市内外からの集客力及びＰＲ効果の高いイベントとし、ドローン等を活用し、子どもが気軽に体験できる内容を含むものとする。

　　　③来場者へのアンケートを実施し、イベントの感想等を収集すること。アンケートの設問項目や実施方法等については、発注者と協議すること。

（２）広告等の情報発信

　　　①広報用のポスターやチラシ等を作成するほか、ウェブ等を活用したイベント広報を企画すること。

　　　②市のホームページや市報、ＳＮＳ等にてイベント告知を行うため、ポスターやチラシ等の電子データを発注者に提供すること。

　　　③発信時期など詳細は、発注者との協議により決定すること。

（３）イベント当日の運営管理

　　　①提案した内容を安全に催行するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。なお、市より貸し出すことが可能な物品もあるため、必要に応じて市と協議すること。

　　　②イベント当日の進行や人員配置、各種図面、緊急時連絡先等を網羅した運営マニュアルを作成し、各スタッフや発注者と情報共有を図ること。

　　　③イベント終了後は必ず現状復帰を行うこと。

（４）その他、発注者と協議したうえで必要となる業務

７　成果品

　（１）業務報告書：A4版・冊子綴じ・紙媒体で1部

　（２）業務報告書の電子データ：DVD-R等で1部

※業務終了後30日以内に次の納入場所に提出すること。

（納入場所）

　　〒368-8686

　　埼玉県秩父市熊木町8番15号（秩父市役所歴史文化伝承館3階）

　　秩父市　産業観光部　先端技術推進課

８　再委託

　　業務の主たる部分を第三者に再委託してはならない。ただし、他の企業等に当該業務の一部について再委託を実施する場合は、事前に市の承認を得ること。

９　報告及び検査

　　市は必要があると認めるときは、受託者に対して委託業務の履行状況その他必要な事項について報告を求め、検査することができる。

１０　その他

（１）業務の遂行にあたっては、関係法令等を遵守し、市と必要な協議及び打ち

合わせを十分に行い、市の意見や要望を取り入れながら実施すること。

　（２）受注者は、発注者の承諾に基づき、本業務の一部を第三者に委託することができる。但し、業務における総合的な企画・判断・業務遂行管理部分を外部に再委託してはならない。

（３）第三者に委託した場合、委託内容等詳細について発注者に報告しなければならない。

（４）本業務に必要な資料については、必要に応じて発注者が受注者に提供する。

（５) 受注者は、本契約を履行する上で知り得た情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。

（６）業務にあたり、受注者は善良なる注意をもって行うものとし、第三者に被

害を及ぼした場合、受注者の負担により対処するものとする。

 （７）受注者は発注者の承諾なしに、成果品を他人に閲覧、複写させ、又は譲渡し

てはならない。

１１　納品検査、引渡し及び請求

業務委託期間完了日までに成果品を提出するものとする。

なお、納品検査は、成果品の引渡しの際に発注者が受注者立会いの上、行うものとする。委託金の支払方法については精算払とし、各実施項目の遂行及び成果品の提出により、支払額を確定させる。

１２　仕様の変更等

（１）発注者は、やむを得ない事情により、仕様を変更する場合には、あらかじめ受注者の承認を得ること。

（２）仕様書に記載されていない事項については、発注者と受注者が協議して定めた上、受注者は発注者の指示に従うこと。

以上